

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

消費者力アップ学習会 Vol.3 を開催します

2016年2月24日

機能的表示食品・表示の見方

～買う前に、広告やパッケージのここを読み～

日時 2016年2月24日(水) 10時～12時

会場 浦和コミュニティセンター第13集会室(浦和駅東口浦和パルコ上コムナーレ10階)

講師 鬼武 一夫さん(日本生協連 安全政策推進部長)

内容 2015年4月の食品表示法施行以降、広告や店頭で「機能的表示食品」を目にするようになりました。消費者庁への届け出も151件(2015.12.1現在)あります。“書かれている機能は本当にあるの?” “その根拠は何?” 制度も含め、表示を中心に、どんなことに気を付ければいいのか、消費者として必要な目を養うために、具体例を交えながら学びます。そこには私たちが知らない“裏側”があるかも・・・!



消費者裁判手続特例法(消費者被害回復の新制度)の施行日が 2016年10月1日と決まりました



2013年12月11日に公布された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(消費者裁判手続特例法)が、2016年10月1日から施行されます。現在、適格消費者団体では不当な契約条項、勧誘行為、広告・表示に対する差止請求(訴訟を含め)を行っており、条項などの改善につながっていますが、今後、さらに認定を受けた団体(特定適格消費者団体)が、消費者に代わり被害回復手続きを行い、事業者の違法な行為によって多数の消費者が被った金銭的被害を回復することができるようになります。なくす会も、特定適格消費者団体認定をめざし準備を進めています。

この間の主な会議など

第3回理事会(新規申入れに関する審議など)・検討委員会(11/27)

第3回活動委員会(10/14) 第4回活動委員会(11/9)

第10回日弁連と適格消費者団体懇談会(9/29)

消費者団体と国民生活センターとの意見交換会(10/28)

第2回消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会・適格消費者団体に対するヒアリング(11/13)



なくす会この間の主な差止請求関連活動報告(2015年9月~12月)

・・・現在までに「申入れ」を行なった事案・・・

※なくす会では、2015年10月以降に新たに申入れをした事業者より、事業者名を公表しています。それ以前のものについては都度協議の上、対応します。

業種	問題とした主な不当条項	成果・経過等(2015年12月現在)
大学学生寮 【継続中】	学生が会館内に残置した物についての処分、解約時の違約金に関する条項など	改訂契約書の未改善点について2015年3月に行なった再申入れに対する「変更後の入館契約書は同年11月から発行予定」との回答を受け、変更後の入館契約書の送付を依頼中です。
(株)ピーシーデポ コーポレーション 【継続中】	補償サービスの解約について	2015年10月、以下の規定の改定、条項の削除を求め、下記内容で申入れを行ないました。同年11月に受領した回答内容について検討した結果、申入れに対する回答としては不十分と判断、今後の進め方について検討しています。 1. 損害賠償額の定めについて：平均的損害を超える損害賠償額を定めており、消費者契約法第9条第1号に違反する 2. 解約月の定めについて： ①当該条項にはいわゆる解約月の定めがあり、解約月以外の月に解約した場合には解約料が発生することとされている。民法上、準委任契約はいつでも解約できるものであり、解約月の定めを設けて消費者を解約料で縛ることに合理的な理由は考えられず、消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法第10条に違反する。 ②スマートフォンの利用におけるサポートというサービスの性質上、キャリアとの契約が終了しているにも関わらず、当該事業者との契約のみを存続させる合理性は全くなく、解約月に関する条項は消費者契約法第10条に違反する。 ③解約月以外に解約したことによって発生する損害があるとは考えられず、消費者契約法第9条第1号に違反する。
(株)NTTドコモ 【継続中】	契約に関する約款について	請求書の発行手数料に関する約款変更は、「消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であるとして、2015年11月、削除又は変更を求め申入れを行ないました。

・・・現在までに「問合せ」を行なった主な事案・・・

インターネット プロバイダー 【継続中】	契約、電話勧誘について	2015年8月の回答受領後、事業者の希望により同年11月、面談を行ないました。申込み内容確認書、オプションサービスの法定書面などについて意見交換しました。
チケット売買 サイト 【継続中】	利用規約における 免責条項などについて	「一切責任を負わないとの主旨ではない」との回答内容に合うよう規約の改訂を行なうことの可否について2015年9月再度問合せしたところ、改訂を検討するとの回答がありました。
クーポン サイト 【継続中】	利用規約における 賠償責任及び加盟店 管理責任の範囲	問合せに対する回答では、軽過失についても責任を負わないものではないとの内容だったため、その趣旨に合うよう規約の改訂を求め、申入れを行なう予定です。

活動委員会の活動報告

	活動委員会からの表示改善要望	事業者からの回答
A社 (美容製品事業者)	テレビCMの「放送終了後30分以内限定」などの表記は、必要以上に購入を急がせる	ホームページにおける、テレビCMと同様の特典企画を終了する
B社 (美容製品医薬品事業者)	テレビCMの「放送終了後30分以内限定」「放送終了後10分以内」などの表記は、必要以上に購入を急がせる	当該時間内でしか割引価格で購入できないかのように誤解を与えかねない広告表示を今後使用しない

★ 消費者カアップ学習会 Vol.2 (2015.11.17 開催) 報告 ★

契約トラブル注意報！ Q&Aから学ぼう

日時：2015年11月17日(火) 10:00~12:00

会場：浦和コミュニティセンター第13集会室

講師：松苗 弘幸 弁護士 参加：23人

【学習会の概要】

弁護士相談を受けていると、契約について知らない人が多いことに

気づかされます。契約について基本的なところから応用編まで一緒に学んでいきましょう。



- 口約束でも契約は成立するが、トラブルになった場合、書面（契約書、念書、覚書、合意書など）がないと、法律的には裁判で勝てない可能性が高い。
- 契約トラブルは書面がないことで起きることが多い。事業者との契約の場合、説明されたことはメモを取るだけでなく、担当者に記入してもらうことが重要。
- 知人に頼まれた契約であっても、契約をしたのは契約当事者。また、クレジット契約の場合は販売店との契約だけでなく、クレジット会社とも契約が成立していることを認識すべき。クレジットを介したモニター商法や名義貸しなどの悪徳商法の被害も多い。
- 原則として契約は守らなければならないが、例外として以下の場合には契約の解除ができる。①債務不履行解除：相手方に契約を守るように督促しても守られない場合。②未成年者取消：未成年者が親の同意なく行った契約は取り消せる。但し、結婚している場合、年齢を偽ったり親の同意があると偽った場合、小遣い等の範囲内とする契約は取り消せない。③後見等による取消（意思無能力による無効）：後見の認定後の契約のみ。④詐欺・脅迫による取消：脅迫されたり、騙されて結んだ契約。退去させてもらえなかったり、重要事項について事実を告げられなかったりした契約。
- 消費者を守る法律の一つである特定商取引法では、訪問販売や電話勧誘販売のような不意打ちでの契約の場合、クーリングオフができる。書面でするのが原則。
- 賢い消費者になるためには、契約書をよく読むこと、署名と押印は慎重にすること、トラブルに巻き込まれてしまったときは、一人で悩まず、相談窓口にご相談することが重要。

質疑応答では、後見に関する質問が複数寄せられ、関心の高さがうかがえました。

【参加者のアンケートより・抜粋】

- ◆ 契約書をあまり良く読まないの、きちんと目を通し読もうと思いました。子どもの被害などついても家族で話をしたい
- ◆ 質問形式だったので、家に帰って息子に問題を出してみようと思いました
- ◆ お金に関する契約は本当に怖いと思いました（友人に頼まれる、携帯の代理契約など）

なくす会は、埼玉県からの委託で、平成 27 年度消費者被害防止サポーター（※）フォローアップ研修を開催しました。

※ 県では地域で消費者啓発講座の講師や高齢者の見守りなどを行っていただくボランティア「消費者被害防止サポーター」を養成しています。サポーターは、消費者講座等での講師、寸劇による啓発活動、地域のイベントなどでの悪質商法防止の啓発広報活動などを行っています（県ホームページより抜粋）



- 日時：2015 年 10 月 30 日（金）13：30～16：30
- 会場：浦和コミュニティセンター第 13 集会室
- 参加：サポーター…21 名、市町村職員（吉川市）1 名、県職員…2 名、当会事務局…4 名
- 講師：池本誠司氏（弁護士）

「地域の消費者被害をなくすには～次のステップは地域連携～」 「消費者被害の実状と消費者行政の充実」、 「地域の消費者行政被害防止の政策」 「地域ネットワークの構築と消費者市民の育成」 についてお話しいただきました。

- サポーター活動報告：
 - 寸劇上演、「私は大丈夫が危ない」シール作成、「振り込め詐欺撃退音頭」（炭坑節の替え歌）披露など、多方面での活動内容を報告（加須市在住）
 - 学習部会を中心に月 2～3 回、オレオレ詐欺被害防止のための寸劇を上演（越谷市在住）
- 行政（吉川市）より報告：

老人福祉センターでの啓発活動（カラオケ活動前に寸劇、替え歌を披露）。「行政には具体的に、何をいつまでに、どれくらい欲しいのかを熱意をもって相談してほしい」
- グループ交流：①活動する上で困っていること、悩んでいること
②サポーター活動を広げるために必要なこと

埼玉県主催

★★ 消費者被害防止サポーター養成講座受講生募集 ★★

日程	会場
2016 年 1 月 18 日（月） さいたま市会場 10 時～15 時	with you さいたまセミナー室（ホテルブリランテ武蔵野内） 最寄駅 JR さいたま新都心駅 徒歩 5 分
2016 年 1 月 27 日（水） 川越会場 10 時～15 時	埼玉県川越地方庁舎 4 階大会議室（ウエスタ川越内） 最寄駅 JR 川越駅・東武東上線川越駅 徒歩 5 分

講座内容・・・消費者行政の基礎知識について、主な消費者トラブル、悪質商法について啓発活動の実施事例紹介などの講義をおこないます

参加費・・・無料（ただし参加にあたって発生する交通費、昼食は各自でご負担ください）

呼びかけ/とりまとめ先・・・埼玉県消費者団体連絡会（048-844-8971）加藤

12 月 18 日（金）まで



商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

- ◆埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） Tel 048-261-0999
- ◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（0570-064-370）